



# アジア刑政通信

ASIA CRIME PREVENTION FOUNDATION

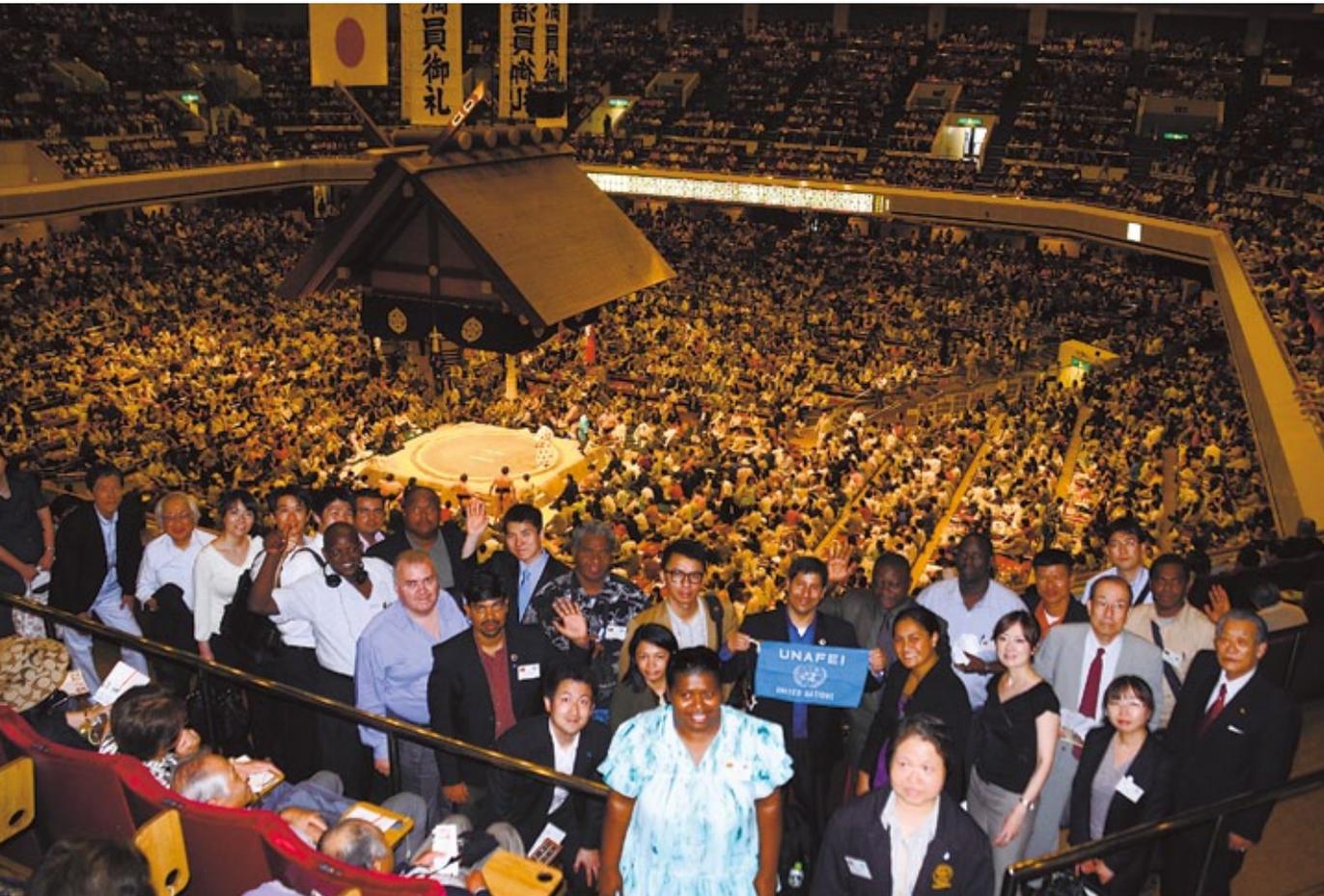
NO. 52  
2012  
6/15

編集／発行人 財団法人 アジア刑政財団

〒107-0052 東京都港区赤坂3-11-14 赤坂ベルゴ1007号室 ☎ 03-3583-1790

国際貢献を重ねて アジ研 50 周年 ACPF30 周年

## 12 月 12 日に記念式典



両国国技館で大相撲夏場所を観戦、記念撮影に収まる第 151 回  
国際研修参加者 = 2012 年 5 月 19 日撮影、16 ~ 17頁に本文

## 巻頭言

# 30周年を迎えて

理事長 日野 正晴

財団法人アジア刑政財団（ACPF）は、今年の2月17日、設立満30周年を迎えました。昨年の東日本大震災で、一時はその存続が危ぶまれていましたが、その後、堺屋太一会長の御尽力により「だるまの会」（堺屋会長の御著書「巨富への道」をお読みください）の皆様からの御支援を頂くことになり、これからも存続発展していくことになりました。30周年を迎える年の大変喜ばしいニュースです。

財団が設立されたのは昭和57年（1982年）です。いつものことですが、改めて、設立までのいきさつを書いてみたいと思います。

その年は昭和37年から事業を開始した国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）の創設20周年の記念すべき年にあたっていました。これを記念して、アジ研の現在地にあった旧庁舎は前の年に取り壊され、新しい現在の建物が建築されていて、昭和57年の春に完成して開庁式を行ったのでした。

アジ研は1年近く府中から離れて、法務総合研究所の三宿寮に仮住まいをしていました。三宿寮は日本人向けの宿泊施設ですから外国人の研修参加者を宿泊させるのには不適

当でした。そこで、宿泊と研修場所は新宿のホテルを使用していましたが、年間の予算を上回る費用がかかりましたので、昭和56年の秋の研修は中止して、フィリピンに出かけて行って、同政府との間で、刑事司法に関するジョイントセミナーを行いました。

それでも時間が余るので、教官や事務職員は自己研さんに努めていましたが、次長の私は敷田稔所長（ACPF前理事長、現会長顧問）とあい図って財団を設立することにしました。狭隘な仮庁舎におりましたので、所長と次長は同じ部屋で執務し、間にはついたてしかありませんでしたので、意思の疎通は100%でした。敷田所長は、財団が設立された1982年の春にウイーンの国連犯罪防止部の部長に転出されるのですが、その準備の国連との電話などで大わらわでした。

財団設立のきっかけは、当時、私も敷田所長も、「アジ研での国際研修をもっと充実したもの」としたい、刑事司法や犯罪防止の分野で働く年若い将来性のある彼らにこの研修でもっと大きなものを得てもらい、各国に持ち帰ってもらい、彼らの仕事につなげてもらいたい。そうすれば、各国の刑事司法の水準も

## 目次

巻頭言 理事長・日野正晴	2～4
副理事長に樋渡利秋元検事総長・新たに3人の審議役	5
「新公益財団法人としての再発展」に向けて 事務局長・堀内国宏	6～9
刑事政策公開講演会を聞いて 横浜支部副会長・相澤正雄	10～12
トピックス 堺屋会長が旭日大綬章を受章	13
アジ研ニュース 国連アジア極東犯罪防止研修所教官・多田裕一	14～15
支部だより 期成会：大相撲夏場所に第151回国際研修参加者を招待	16～17
横浜支部：中国研修参加者と聶耳（ニエアル）氏の記念碑参拝	18～19
広島支部：第150回国際高官セミナー参加者と交流会	20～21
埼玉支部：ケニア非行少年処遇制度研修参加者らと交歓	22～23
名古屋支部：フィリピンの女性検察官と交流	24～25
大阪支部：タイ・タマサート大法学部長らと交流	26
岩手支部：会員の集いで財団活動とユネスコの理念を学ぶ	27
本部だより 新たな1年の始まりに当たって 事務局次長・矢嶋信行ほか	28～31
「国際貢献カレンダー2013」制作中	32
編集後記	35

向上し、犯罪防止活動ももっと成果を上げることになるだろう。」と感じていたからです。

具体的には、こうした国際研修は、予算に縛られた中で行うものですから、全寮制をとるアジ研での食事にしても、宗教問題から、豚肉を避け(回教)、牛肉を避け(ヒンズー教)るあまり、毎日のメニューが鶏肉の連続になるなどの不満も出ており、また、研修参加者に東京以外の地方での実務の現実を見せて学ばせたいと考えても、それができない実情にあったので、まずは、財団の支援によってそうした点を改善したかったのです。

そして、さらに、敷田所長と話を重ねていくうちに、2人の間では、「アジ研の研修の支援だけではなく、研修員が帰国した後も、彼らのやることを支援していこう。」「アジアを中心に各国に[ACPF]を作って、ACPF活動の幅を広げよう。」「行く行くは、ヨーロッパの欧州理事会にもなぞらえて、[ACPF世界大会]を開き、アジアの意見を国連に反映させよう。」などとの構想も出てきました。

「犯罪なき繁栄」という財団のスローガンも、このころ2人の話合いの中で出てきた言葉です。

我々は検事ですから、もちろん財団を作った経験などありません。財団の名称を何とするか、ぎりぎりになってやっと決まりました。子供の名前を付けるより難しかったことを覚えています。

法務省のOBが作った池袋のサンシャインビルにあった総合ビル管理株式会社の社長でアジ研の初代日本人所長だった長島敦先生の助けを借りて理事長をお願いし、会社に事務所を置かせて頂きました。専務取締役の滝澤哲郎さんに事務局長をお願いしました。

問題は財政的な裏付けです。基金がなければ財団はできません。最高裁判事を退官されていた元法務総合研究所長の天野武一先生には経団連や銀行協会に連れて行って頂きましたが、どこも、個別の企業から案があがってこないとそのような話には乗れないと言い、

個別の銀行に行くと上部の銀行協会が決めることだと言い、らちが明きません。

そのうち、アジ研の元教官で、保護局に勤務しておられた高安喜久寿さんが保護司で財政的な支援をしてくれそうな人がいるとの情報を入れてくれましたので、保護司の池崎尚美さんの新宿左門町のお宅に所長や高安さんと夜になると日参してアジ研の役割や財団の必要なことを執拗に説きました。毎日のように通っているうちに池崎さんと心が通じ、ある夜、応接室の引き出しから現金1500万円をポンと出して、これを浄財にしてくださいと言われました。

敷田さんと私はそんな大金にお目にかかったことがなかったので二人で四番町住宅の敷田宅まで、大事に抱えてタクシーで帰りました。また伊藤榮樹次長検事は、財団設立に大変な理解を示して下さり、御自分からポケットマネーを拠出された上で、奉加帳を法務検察の方々に回していただきました。これで財団の財政的基盤が固まり、設立にこぎつけることができたのです。長島、天野、池崎、滝澤の皆さんには設立発起人になっていただきました。

財団は、こうして設立され、アジア地域の刑事司法の改善充実に意義深い貢献をしてくれました。アジ研の諸活動に対する物心両面の援助のほか、特に外国人研修参加者の帰国後の各国での活動組織の整備とその活動の援助、関係各国の犯罪対策関係者との国際協力や技術協力、国連の犯罪防止施策立案と推進への協力など、アジ研と二人三脚で国際犯罪防止対策の推進に大きな役割を果たしてきました。

こうして、アジア刑政財団は、平成元年11月に、高い公共性のある活動の実績が認められ、法務大臣から「特定公益増進法人」に認定されました。平成3年5月には、国連経済社会理事会で、犯罪防止と刑事司法の分野での「国連NGO」(諮問的地位が認められた特別の国際的非政府組織)の認可を受けました。(4面に続く)

国連NGOは、ロースター、特殊協議資格、総合協議資格の三段階があります。ACPFが認可を受けたのは、第二段階の特殊協議資格でしたが、平成12年(2000年)5月にトップカテゴリーである総合協議資格へ昇格となりました。

こうして今日に至っていますが、本年、30年を迎えたその年に大きな岐路に立っています。それは財団が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(公益法人認定法と略称。)に基づき、平成25年11月30日の移行期限を前にして、平成24年度末を目途に、同法第7条に基づく公益認定の申請を準備しているところだからです。

平成18年の第164通常国会において、公益法人改革として、民法上の公益法人制度を廃止して、新たに一般的な非営利法人制度として、準則主義により簡便に非営利法人である「一般法人」を設立することができることになるとともに、公益法人認定制度を創設する等の法律が成立したことにより、民法上の公益法人制度はこれらの法律の施行(平成20年12月1日)とともに廃止されました。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(一般社団・財団法人法と略称。)及び公益法人認定法に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第44条によれば、「公益法人認定法第2条第4号に規定する公益目的事業【学術、技芸、慈善、その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業(犯罪防止、国際協力などが含まれている。)であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。】を行う特例社団法人又は特例財団法人(アジア刑政財団はこれにあたります。)は、施行日から起算して5年を経過する日(平成25年11月30日)までの期間(移行期間)内に、法律の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。」とされているのです。

昨平成23年12月31日現在の公益法人

の数は、約25000(国所管約7000、都道府県所管約18000)のところ、このうち、新公益法人に移行したのは、国所管が1195、都道府県所管が1955の合計3150に過ぎず、公益法人全体の2割にも達していないので、移行期限ぎりぎりまで内閣府に対する公益法人認定申請を行わないのではないかとみられています。

移行にあたって、種々の問題がありますが、ここでは二つのポイントを挙げておきましょう。

一つは事業の目的を従来そのままにしておくか、それともより拡充したものにするかということです。

二つ目は、当財団は地域支部や本部支部などの支部にその活動の源泉を有していますが、それだけに支部の独立性が高く、新たな法人に移行するに当たっては、支部の独立性を維持しつつも本部との一体的運営が求められるということです。

前者については、財団設立当時には存在していなかった法務総合研究所国際協力部に対する支援をどうするか、あるいは姉妹財団ともいうべき国際民商事法センターとの協力関係をどのように構築するかなどが課題として存在します。後者については、本部・支部の資金収支の一体的運営をどのように構築するかという課題があります。ネット・バンキングが世の中の主流になった現在、本部が支部の会計を一体的に運営することは困難なことではありません。そのためには紙ベースの帳簿類を廃止し、複式簿記システムを導入し、ネット会計にすること、銀行帳簿を廃止することなどの事務改革が必要です。

これらのことを前提として、公益財団法人への移行に関する主なスケジュールを考えてみると残された時間はそれほどありません。まずは、最初の評議員選任方法(評議員選定委員会)について、法務省から認可を頂き、その後の手続きを粛々と進めていきたいと考えています。よろしく願いいたします。

# 副理事長に樋渡利秋氏

元検事総長 松尾氏と2人体制に



樋渡副理事長

アジア刑政財団の副理事長に元検事総長の樋渡利秋氏（ひわたり・としあき、66歳）が4月1日付で就任した。松尾邦弘氏と副理事長が2人体制となる。

樋渡氏は、1968（昭和43）年東大法学部卒。70年に検事任官。法務事務次官、広島高検検事長、東京高検検事長を経て2008年7月に第24代検事総長、2010年6月に退官した。現在は弁護士。

1999年7月に発足した政府の司法制度改革審議会の事務局長（当時、内閣審議官）。裁判員制度の導入に尽力した。

「大分前にアジ研の国際研修を受けました。同窓生のひとりです。ACPFの発展に少しでも寄与できればと思います」と、就任後の役員ミーティングであいさつした。

審議役に高井氏ら3人



高井審議役

渡邊審議役

戸田審議役

財団本部は、執行体制の強化を図っているが、新たに審議役に高井新二氏（新宿御苑前公証役場公証人、元仙台地検検事正）、渡邊一弘氏（弁護士、元札幌高検検事長）、戸田信久氏（芝公証役場公証人、元京都地検検事

正）の3氏を任命した。これで審議役は9氏となった。

## 樋渡氏の略歴

- 1968年 東京大学法学部卒業
- 1970年 司法修習終了、東京地方検察庁検事任官  
松山、宇都宮、東京各地方検察庁検事
- 1978年 外務大臣官房領事移住部（現領事局）
- 1980年 東京地方検察庁検事
- 1983年 札幌地方検察庁公安部長
- 1986年 東京地方検察庁検事
- 1992年 東京高等検察庁検事兼最高裁判所司法研修所教官
- 1995年 法務大臣官房審議官
- 1997年 最高検検事
- 1997年 大分地方検察庁検事正
- 1999年 法務大臣官房総務審議官
- 1999年 内閣官房内閣審議官兼内閣司法制度改革審議会事務局長
- 2001年 内閣官房司法制度改革推進準備室長
- 2001年 最高検察庁総務部長
- 2002年 法務省刑事局長
- 2004年 法務事務次官
- 2006年 広島高等検察庁検事長
- 2006年 東京高等検察庁検事長
- 2008年 検事総長（第24代）
- 2010年 検事総長退任  
弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 2012年 アジア刑政財団副理事長

## 「新公益財団法人としての再発展」に向けての現状と展望

事務局長 堀内 国宏

### 1 はじめに……2つの課題……「これまで」のおさらい

今、財団として抱えている大きな課題は、「本部財政の再建」と「新公益法人への移行」の2点に尽きます。いずれも財団存続の根幹にかかわるものであり、しかも、両者は完全に重なり合っているのです。

(1) 「本部財政」の問題は、第1波の津波、第2波の津波そして第3波の津波として本部財政を襲いました。

**第1波の津波とは、「本部財政悪化の顕在化」**です。

それまで本部で積み上げてきた蓄積をほぼ使い切った平成20年度半ばから本部財政悪化の問題が顕在化してきました。

財団としては、事業費支出の削減、本部事務職員の縮減、支部への資金支援要請など緊急対応策を取るとともに、支部の活性化による財団全体収入の確保という長期的方針の実現にも努力したところですが（この間の事情については、刑政通信48号の松尾副理事長による「ACPFの現状と今後の運営」をご覧ください）。

そして、この時の「本部財政」の問題は、平成21年度決算において、財団の基本財産をそれまでの8,670万円から7,600万円に減額しましたが、何とか決算を乗り切り、小康状態になったのです。

そして、平成22年度になると、「東京支部設立構想」を立ち上げ、平成22年6月23日の役員会（理事会）でも、この「東京支部」を設立することを議決するなどして、これが具体化していくこととなりました。

この「東京支部設立構想」では、在京の有力企業を数多く財団会員に招いて「東京支部」を設立していただき、財団本部の行う公益事業を支援していただくものとして構想され、これまでも当財団と深い関係にある東京電力、東芝等の有力企業を核として会員企業

の募集、事業の推進に当たっていただくことになっていました。

そして、平成23年2月9日には、それまで東京支部への参加を表明していただいた9社の代表者がアジ研に集まって、「東京支部設立準備会」が行われるなど、その構想は着々と実現の方向で進んでいたのです。

ところが、その直後から、立て続けに第2波、第3波の大津波が本部財政を襲ったのです。

**その第2波の津波とは、もちろん「3・11東日本大震災」**のことです。

この大震災のため、日本経済全体が大きな損害を受けて、「財団支援どころではない」との風潮になったことも当財団にとって大きな痛手ですが、当財団にとっては、さらにこれが直接的な痛手となったのです。

それは、順調に進んでいた「東京支部設立構想」の推進役となっていた東京電力と東芝が、この震災及び原発問題で大きな痛手を受け、この「東京支部設立構想」も少なくとも一時停止せざるを得なくなったことです。

**その第3波とは、平成23年度から、JICAから財団に毎年約700万円支払われていた業務諸費が打ち切られたこと**です。

これは、当時の「事業仕分」の波の中で、JICAは、それまで財団に国際研修実施を委託し、財団がアジ研とともにこれを実施するという構図であったものを、JICAから直接アジ研に委託する方式に改めたことによるものです。

この年間約700万円という金額については、平成20年度の財政危機までは、そのほとんどを財団からのアジ研国際研修支援費用に回されていたもので、これを、平成21年度途中からは、アジ研のご理解を得て、財団で使用する財源として切り替え、本部財政が小康状態を保つ基礎としていたものですか

ら、この衝撃は、財団にとって、二重のものとなってしまったのです。

財団としては、こうした第2波、第3波の衝撃から、本部財政に危機感を募らせ、これは、財団存続の基盤をも揺るがしかねない問題であると認識し、財団がこうした状況になっていることを、すべての会員、すべての支部にも知っていただき、全員の英知を動員して対処することとしました。

それが、平成23年4月に発出された「日野理事長レター」です（この「日野理事長レター」については、刑政通信第50号に全文掲載されています）。

そこでも触れられていますように、その当時においては、この危機を財団の存続の危機と認識して、深刻な思いでいたことは事実です。

しかし、この「日野レター」についての財団内外からのご意見は、「財団を潰してはならない。」「財団は、存続できるはずだ。」との激励一色だったのです。そして、堺屋会長からも、存続・発展に向けた改革の提案がなされ、ここで、財団の存続の方向に舵が切られたのです。

(2)「新公益財団法人への移行」の問題は、正に「待ったなし」の課題です。

日野理事長の巻頭言にもありますように、平成25年11月30日までに「公益法人制度改革3法」の規定に従った「新公益財団法人」に移行できず、「新一般財団法人」にも移行できなかった場合には、財団は自動的に解散になり、その財産は国庫に帰属することとなるのです。

当財団では、当初から、この期限をにらみながら、「新一般財団法人」ではなく、「新公益財団法人」への移行を目指して準備を進めております。

ただ、そこでは、これらの「改革3法」が要求する要件を満たすために、当財団の側にも、改革しなければならない点が多々あるのです。

**その1は、財団の目的及びその行う公益事業の内容明示の問題です。**

この「改革3法」では、従来の「寄附行為」に替えて新たに「定款」を定めて、その中に「財団の目的」及び「その行う公益事業の内容」を明示することを求めています。

この点は、現在の「寄附行為」では、「特定公益増進法人」の要件を満たすため、「アジア地域を主とする諸国の犯罪防止等の効果的な対策の推進に寄与する」とされており、こうした目的が果たされているものとして、「特定公益増進法人」の認定を受けているところです。

今回の「改革3法」では、公益事業を行うことを目的とする財団として認められる要件として、従来の、「発展途上国における犯罪防止等の活動に対する助成、すなわち、発展途上国に対する経済支援」との要件に加えて、「犯罪防止を目的とする団体」との要件も新たに別枠として設けられましたので、新たに作成する「定款」では、この2つの目的を併記した「財団の目的」としたいと考えています。

また、財団の行う公益事業の内容の明示に関しては、いろいろと問題があり、現在、なお議論を要しているところです。

**その2は、厳しいガバナンス（内部統制システム）の確立、とりわけ財政規律の確立です。**

当財団の場合、各支部（とりわけ地域支部）においては、その設立の経緯からして、事実上（寄附行為等には明示されていませんが）、支部会員の会費は支部に振り込まれて支部が管理する運用となっていますが、これは、今後は許されないのです。

本部と支部との関係は、現在の「親会社」、「子会社」のような関係ではなく、少なくとも「本店」、「支店」のような直接的な関係でなければならず、経理も本部（理事長）において統一して管理しなければならないのです。

この点に関しては、本部としては、本年4月1日から、基本財産の管理や会計処理体制の見直しを試行して新公益財団法人への移行申請に備えようとしたのですが、地域支部か

らは、「総論には異議はないものの、その方法については、更に検討願いたい」との意見が強く出され、本部としても、その試行の実施は、半年は遅れても大丈夫であるとの判断から、その実施を急きょ一時差止めたという経緯があります。

しかし、この試行は、遅くとも本年10月1日からは実施する必要があるため、それまでには、その方法について、本部から新しい提案を行って、各支部の了解を得ながら実施することとしています。

## 2 2つの課題への対応の現状と財団の今後への展望

### (1)「ACPF全体ミーティング」の立ち上げと財団陣容の充実強化

財団としては、こうした大きな2つの課題に直面したので、これに対応するため、「ACPF全体ミーティング」なるものを立ち上げ、総力をもってこれらの課題の克服に当たることにしました。

この「ACPFミーティング」は、堺屋会長にも参加いただき、財団幹部だけではなく、アジ研所長、法総研担当者等にもご出席いただいて、現状の分析と今後の対応を議論するもので、定期的に現在も開催しています。

更に、樋渡元検事総長には、副理事長として財団活動に参加いただき、また、財団の活動に賛同し、関心を持っていただいている法務省OBの方々に「アジア刑政財団審議役」を委嘱して、このミーティングにも参加していただいております。

審議役の皆様には、このミーティングでご意見を述べていただくだけでなく、それぞれに各支部を担当いただき、本部と支部とを結びつけ、その一体感をさらに充実する役割を果たしていただくことを期待しているところです。「審議役」は、現在のところ9名の方々に委嘱しております。

このように、財団では、財団の組織・人員を強化して対応しており、それなりの成果を挙げつつあるので、次にその報告をします。

### (2) 本部財政問題の現状と今後への展望

平成22年度の本部財政は、その前年の財

政危機の顕在化に対する緊急対応策もうまく機能し、JICAからの業務諸費約700万円も財団の支出に充てることとなったこともあって、基本財産を取り崩すことなく、決算を終えることができました。

しかし、平成23年度においては、各支部からの支援はほぼその前年並みに得られたものの、財団全体の収入の低下やJICAからの業務諸費の打切りの影響があり、財団の基本財産を大きく減額して決算しなければならぬ情勢です。

財団としては、こうした情勢を踏まえて、むしろ、平成23年度を、「財団財政の最悪の年度」としてとらえ、「後は回復・発展があるのみ」との姿勢で平成24年度に臨み、その好決算を背景に、一気に、「新公益財団法人移行」につなげようと考えています。

具体的には、平成23年度については、基本財産をこれまでの7,600万円から大臣の認可を受けている5,000万円まで減額した決算になる見込みであり、後は、平成24年度以降の「回復・発展」に期待するものとなる見通しです。

そして、平成24年度に入ってからの本部財政の状況は、現在のところ、持ち直しつつあります。

堺屋会長や絹谷理事のご尽力で、多数の優良上場企業に本部会員となっていただきましたし、既存の会員企業にも特別寄附をお願いし、了解をいただいたケースもあります。また、磯崎理事からは、「国際貢献カレンダー事業」に特定して、例年どおりの大口寄附をいただけることとなっています。

こうした財政状況持ち直しを反映して、財団としては、アジ研の国際研修の支援だけではなく、法務総合研究所国際協力部が行う国際研修も支援して、これを財団の行う公益事業の中に組み入れて、支部の行う国際貢献活動の機会を増やそうとしています。

既に、大阪支部においては、昨年からの、この国際協力部が行う国際研修の参加者への支援活動を始めていただいております。最近では、千葉支部において、この国際研修の参加者を

招いての公開講演会を企画していただいています。

また、本年12月には、本年創立50周年を迎えたアジ研と共同で、設立30周年を迎えた当財団も記念行事を行うことを企画しており、そのための準備を進めています。

また、上記のように、磯崎理事のご寄附によって、本年度も国際貢献カレンダーの作成・配布を行うことができることとなりました。

このようなことで、今の本部財政は、「危機脱出宣言」は、まだ出せないものの、今後は、「**各地域支部からの応分のご支援さえあれば、存続が可能であり、再生への道も開けつつある**」と言っていい段階だと思っています。

### (3) 新公益財団法人移行問題の現状と今後への展望

この新公益財団法人への移行については、従来からの基本方針である、①移行については、「新公益財団法人」への移行を目指し、やむを得ないときは、「新一般財団法人」でも我慢する、②申請時期は、期限に間に合い、好決算を背景に申請したいので、平成25年春を目途に準備する、との方針には変わりありません。

ここでの現在の問題点は、時間の問題だけです。

前述しましたとおり、平成25年11月30日までに、「新公益財団法人」又は「新一般財団法人」に移行できなければ、財団は、自動的に解散となり、その財産は国庫に帰属することとなるからです。

そして、その申請のためには、定款以下財団の規則類を新しく整備して、ガバナンスが確立された体制が作られていなければなりませんし、財政管理の一元化も試行して財政規律確立の実績も示さなければなりません。

更に、申請手続には、予算書、事業計画書などの提出も求められています。

そして、申請手続開始を平成25年3月とすると、その準備期間は、これから先10か月もないのです。

しかし、新定款の骨格となる「財団の目的」、

「財団の行う事業」についても、現在のところ結論が出ておらず、財政管理の一元化の試行も当初予定より遅れています。

そこで、財団としては、「財団の目的」、「財団の行う事業」については、早急に結論を出し、財政管理の一元化については、遅くとも、本年10月1日からこの試行を開始することとしています。

そして、本部事務局では、「移行作業予定表」を作成して、既に移行に向けた作業を開始しています（まだ決まっていない点は後回しにして、できるところからやっていくというスタイルです）。

作業は、審議役の皆さんからも助言をいただきながら行うのですが、実際に資料を準備し、定款案、財団規則案などを起案していくのは、事務局員ということになります。

そういうことで、これは大変ハードな仕事となりますが、これだけは、やるしかないので、事務局員の頑張りに期待しています。

もちろん、こうした準備は、間に合うものと確信していますし、間に合わせます。

また、内容的にも、これまでの財団の実績、持ち直している財政状況、ガバナンスの確立された組織体制から、「新公益財団法人」として移行が果たせるものと確信しています。

### 3 おわりに

以上、財団が抱えている最大の問題である「本部財政の問題」及び「新公益財団法人移行の問題」について、財団としての現在の取組状況とこれらに対する展望について報告させていただきました。

「少し楽観的すぎるのではないか」とのご批判があるかもしれませんが、これらの問題は、財団存続の根幹にかかわる問題ですから、ここに書かれたような結論にならなければ、大変なことになるのです。

また、会員の皆様のご理解とご支援さえあれば、ここに書かれているような結論になることは間違いないのです。

今後とも、皆様のご理解とご支援、よろしくお願いいたします。

財団の明るい未来を信じましょう。

# 「人身取引」テーマに刑事政策公開講演会

## ——横浜支部・相澤副会長の報告——

ACPF、アジ研、日本刑事政策研究会共催の刑事政策公開講演会が1月27日法務省大会議室で開かれた。今回のテーマは「人身取引」。国連薬物・犯罪事務所条約局反人身取引・密入国部部長代理のマーティン・フォーク氏は「全世界的な課題」と題して話し、タイ王国検事総長府国際局長のワンチャイ・ロウジャナボン氏は「日本とタイをまたぐ犯罪」であることを指摘した。

ACPF 横浜支部の相澤正雄副会長が、講演の内容とそれを聞いての见解を寄稿してくれた。講演の詳しい内容はアジ研 HP (<http://www.unafei.or.jp/activities/lecture.htm>) を参照ください。

フォーク氏は違法な人身売買行為の実態をビデオで紹介。人身の出身国、通過国、移送目的国を説明、違法売買被害者の種類別割合(女・男・子供・少女・少年)およびその地域別割合の開示、地域別搾取方法の割合、違法売買の反響について説明された。

最近、伊香保温泉でタイ人4人が旅券を取上げられて、550万円/人で売り飛ばされ、その550万円を買春で稼いで支配者に返却していた事件が明らかにされた。こうした取引行為は、取引関係者間でビジネスとしてローリスク・ハイリターンと考えられている。

強制労働について、ILOは160か国で250万人おり、その収益は年間320億米ドルにのぼっているとしている。最近の傾向としては、強制労働と男の取引が増加している。

一方、国連の取組んでいる国連人身売買条約議定書の各国の批准状況を説明し、日本をはじめ批准していない国の早期批准を願っている。今まで、60カ国以上が人身売買を有罪としなかった。犯罪者の国籍別構成では、



マーティン・フォーク氏

逮捕された人身売買をする者の国籍が一般にその国の者(自国の者)の場合が多い。それは、自国の犯罪ネットワーク(組織)が被害者を獲得して仕

向け国の犯罪ネットワークに売りさばくからである。日本では、法務省入国管理局が偽造旅券の発見や不法入国の管理に精一杯取り組まれていることを承知している。しかし、未だ議定書が批准されてなく、人身売買防止(禁止)法も制定されていないので、この点について早期批准を望む。当面、被害者保護等の支援が求められている。こうした犯罪は複数国に跨って巧妙な手口で行われると共に、犯罪が複雑化しており、多国間の協力が必須である。

人身売買に関する犯罪は、人間の尊厳に敬意をはらわない犯罪であり、政治的決意と決断を何よりも必要としている。

続いて演台に立ったロウジャナボン氏。日本とタイ王国をまたぐ犯罪で、女性が奴隷として強制的に性的サービスを提供させられている。どの国にもこれはみられる。人身売買組織としては、リスクが低く高い収益をあげられるからである。人身売買犯罪は組織犯罪として行われる。水際で密入国を阻止したいところである。



法務省の大会議室で開かれた  
刑事政策公開講演会

被害者は、一人当たり 500 万円の借金を返してから、初めて日本で収益の一部を受取ることができる。犯罪タイプには 4 つある。タイ人の目的国は①日本②ドイツ③イギリスの順である。また、タイは、中継国・目的国・排出国となっている。

年間 20,000 人のタイ人が人身取引で日本につれてこられていて、所定の査証(ビザ)の期間を超えて滞在している。また、旅券も他の国で偽造されたものを使うようになっている。被害



ワンチャイ・ロウジャナボン氏

者類型の第一類型は無知な人。第二類型は、騙されて引き渡される人で 500 万円の債務を持っている。第三類型は正しい情報を与えられて来た人で「任意の人」と呼ばれる。

第一類型・第二類型は、どの様に騙されたか等の事例をあげて啓蒙する必要がある。多くのタイ人が、タイ大使館に逃げて保護された。取引業者である搾取者は逮捕する必要があるが、一か国では取締りが難しい。タイと

日本との二国間協力を望む。二国間での証拠の共有(被害者・人身売買者)は強制送還では共有できない。捜査活動を共有して事件の全体像を解明しなければならない。また、被害者を適切に保護することにより、捜査協力を得ることが肝要である。

## 人身売買を禁ずる我国の近代法の扱い (法制史) についての考察と私見

相澤 正雄

人身売買を禁ずる明治 5 年太政官布告第 295 号(一切の人身賣買を禁じた布告: 人身賣買ヲ禁シ諸奉公人年限ヲ定メ藝娼妓ヲ開放シ之ニ付テノ貸借訴訟ハ取上ケスノ件)は、1947 年 5 月 3 日から 2005 年 7 月 26 日まで公布された法律によって廃止された法令及び失効した法の一つである。何故、この重要な太政官布告 295 号が廃止されたのか定かでない(内田百聞の日記参照)。戦後改められた刑法は、「日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者」と謳っているのみで、「日本国外カラ移入スル」事例は想定外となっていた。従って、平成 17 年の刑法改正で 226 条が「所在国外に」と改められ、追加された 226 条の 2 で人身売買罪が創設され、226 条の 3 で所在国外移送に対する重い罰則規定が設けられた。

注: 刑法 226 条【国外移送拐取、人身売買】

- ①日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
- ②日本国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ誘拐取者若クハ被売者ヲ日本国外ニ移送シタル者亦同シ(人を略取誘拐して日本国内に移送する行為は構成要件に非ず〔H17 年版六法全書〕、H17 年刑法改正で 226 の 2 と 3 を追加して人身売買が再び構成要件に該当することとなった。

よって、我国には戦前 70 年余り続いた人身売買罪の規定が、戦後ほぼ 60 年間の長き

にも互り存在しなかったことになるし、刑法で人身売買罪が規定されて7年に垂ん（なんなん）としていても議定書は批准されていない。これでは、法治国家はおろか、国民の不断の努力のない放置国家の誇りを免れ得ない。

尚、太政官布告第295号廃止以前は、この295号が有効であり、旧刑法（太政官布告三六）の第六節 擅ニ（ほしいままに）人ヲ逮捕監禁スル罪の第322～325条には重複を避けたのか「人身売買ヲ禁シ」の文言はない。後に、旧刑法（明治40年法律第四五号）の第三十三章略取及ヒ誘拐ノ罪で225条は「營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス」、226条は「帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有

期懲役ニ處ス 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ」と「人ヲ賣買シ」の文言をみるが、布告295号は全ての人身売買を禁止していたから、明治から戦前に我国では人身売買を罰する法が存在したことになる。

こうした中で、国連薬物・犯罪事務所のフォーク氏と、タイ王国のロウジャナボン氏が日本まで足をお運びになり、法務省大講堂に於いて刑事政策公開講演をなさった由である。犯罪なき繁栄を標榜するACPFは、国連の求める議定書を早期に批准するよう国に働きかけるなど率先して汗を流すべきと思うことしきりである。尚、中米ではNPOのCasa Alianzaが人身関係問題の是正に鋭意取り組み中である。

## アジア研50年 世界129カ国・地域から3千人を超す研修参加者

<b>アジア 2,301</b>	タイ 307	エチオピア 5	バルバドス 3	ウルグアイ 3
アフガニスタン 31	東ティモール 2	ガンビア 2	ベリーズ 4	ベネズエラ 16
バングラデシュ 77	トルコ 8	ガーナ 8	ボリビア 2	<b>ヨーロッパ 158</b>
ブータン 11	アラブ首長国連邦 1	ギニア 5	ブラジル 40	アルバニア 4
ブルネイ 6	ベトナム 44	ケニア 192	チリ 9	アルメニア 1
カンボジア 22	イエメン 5	レソト 3	コロンビア 11	アゼルバイジャン 1
中国 270	<b>オセアニア 164</b>	リベリア 1	コスタリカ 19	ブルガリア 2
香港 74	オーストラリア 3	マダガスカル 4	キューバ 1	エストニア 1
インド 102	フィジー 56	マラウイ 3	ドミニカ共和国 1	グルジア 3
インドネシア 194	キリバス 1	マリ 1	エクアドル 7	ハンガリー 1
イラン 42	マーシャル 5	モーリシャス 1	エルサルバドル 11	カザフスタン 18
イラク 36	ミクロネシア 2	モロッコ 6	グレナダ 1	キルギス 29
ヨルダン 7	ナウル 1	モザンビーク 4	グアテマラ 5	ラトビア 1
韓国 111	ニュージーランド 2	ナミビア 3	ガイアナ 4	リトアニア 1
ラオス 43	パラオ 2	ニジェール 1	ハイチ 1	マケドニアユーゴスラビア共和国 2
マレーシア 146	パプアニューギニア 55	ナイジェリア 18	ホンジュラス 12	モルドバ 1
モルディブ 11	サモア 7	セーシェル 4	ジャマイカ 10	モンテネグロ 1
モンゴル 9	ソロモン諸島 9	南アフリカ 10	メキシコ 5	ポーランド 1
ミャンマー 21	トンガ 17	スーダン 20	ニカラグア 2	ルーマニア 1
ネパール 111	バヌアツ 4	スワジランド 2	パナマ 10	セルビア 1
オマーン 5	<b>アフリカ 397</b>	タンザニア 23	パラグアイ 15	タジキスタン 60
パキスタン 94	アルジェリア 6	チュニジア 2	ペルー 28	トルクメニスタン 6
パレスチナ 8	ボツワナ 13	ウガンダ 10	セントクリストファー・ネイビス 2	ウズベキスタン 23
フィリピン 269	ブルンジ 1	ザンビア 8	セントルシア 3	<b>日本 1,395</b>
サウジアラビア 17	カメルーン 6	ジンバブエ 13	セントビンセント及びグレナディーン諸島 2	<b>合計 4,654</b>
シンガポール 73	コートジボワール 3	<b>北・南アメリカ 239</b>	トリニダード・トバゴ 2	
スリランカ 123	コンゴ民主共和国 7	アンティグア・バーブーダ 2	米国（ハワイ） 1	
台湾 21	エジプト 12	アルゼンチン 7		

平成24年3月31日現在



## 堺屋太一会長が春の叙勲で 旭日大綬章を受章

アジア刑政財団の堺屋太一（本名・池口小太郎）会長（76）が、2012年春の叙勲で最高位の旭日大綬章を受章した。3月には夫人で洋画家の池口史子（ちかこ）さん（69）が2011年度の日本芸術院賞を受賞、特に優れた人に贈られる恩賜賞にも選ばれた。

堺屋さんが当財団の会長に就任したのは、2003年6月だった。通産官僚時代に70年大阪万博を提案して大成功を収めた。作家・評論家として「油断」「団塊の世代」「知価革命」など時代を切り取る新語をつくった。歴史小説家としても「巨いなる企て」「峠の群像」「豊臣秀長」「世界を創った男 チンギス・ハン」などの作品を生んだ。小渕内閣の経済企画庁長官。2010年上海万博では日本産業館の総合プロデューサーを務めた。そして現在は、橋下徹大阪市長らの「大阪維新の会」のブレーンでもある。

旭日大綬章受章が発表された4月29日付け産経新聞に紹介記事が掲載されたが、その中で堺屋さんは、自らの歩みを「大外を回るような人生」だったと表現。常に挑戦し続けた人生で、原動力は「世の中を変えたいという情熱」だった、と述べている。

新公益法人制度の施行で、アジア刑政財団も新しいビジネスモデルの構築、経営基盤の強化などをめぐって月1、2回のペースで会議が開かれているが、超多忙な堺屋会長もほぼ毎回出席して、財団の運営について具体案を提示して議論に加わっている。

3月16日に東京都千代田区の如水会館で開かれた第4回絹谷幸二賞（毎日新聞社主催）の贈呈式では、「私の妻と絹谷先生は、東京芸術大学で同級生なんです。上海万博の日本産業館でLEDを使って巨大な天井絵をつく



写真提供／毎日新聞



左から磯崎、堺屋、絹谷、松尾各氏

り出しましたが、その原画をお頼みしたのが絹谷先生でした。昔なら俵屋宗達です。アジア刑政財団が毎年作成している国際貢献カレンダーに絵を提供してくれているのも絹谷先生です。ご興味のあるお方は購入してください」とACPFの宣伝を交えた挨拶をした。

贈呈式には、松尾邦弘副理事長、国際貢献カレンダーの作成に援助している磯崎信理事らも駆けつけた。



## 第150回国際高官セミナー「人身取引—予防、訴追、被害者保護及び国際協力の促進」について

国連アジア極東犯罪防止研修所教官 多田 裕一

### 1 はじめに

アジ研では、平成24年1月12日から2月9日までの間、海外から7か国14名（バンラデシュ、エルサルバドル、ホンジュラス、インドネシア、パプアニューギニア、タイ、フィリピン）、国内から7名の参加者を得て、「人身取引—予防、訴追、被害者保護及び国際協力の促進」を主要課題とした第150回国際高官セミナーを実施しました。

アジ研は、昭和37年に第1回の国際研修を実施して以来、年3回、海外からの参加者を招いて国際研修・セミナーを続けてきました。第150回という今回の数字は、50年にわたる活動の積み重ねを表しているといえるでしょう。

セミナー参加者は、海外・国内の全員が、刑事司法に携わる実務家で、警察官、検察官、裁判官、刑事立法担当者などの方々でした。

### 2 本セミナーの主要課題

人身取引とは、「搾取」の目的で、所定の手段を用いて、人を獲得、輸送、引渡し、蔵匿又は収受することをいいます。性的搾取、労働搾取などがここでいう搾取の代表的な形態ですが、その他にも、メイドとして家事労働に隷属させる、物乞いや犯罪行為に従事させる、臓器摘出といったものも含まれます。加害者は、被害者を支配下に置いて搾取を続けるために、移動の制限、身体的暴力、言語的・心理的虐待などのあらゆる手段を用います。被害者は、こうした過酷な状況に継続してさらされる結果、回復しがたい肉体的、精神的ダメージを負うこととなります。

本セミナーの主要課題は、人身取引という国際的で、重大な人権侵害をもたらす犯罪を、いかにして予防し、犯人を訴追し、被害者の保護をはかるか、また、そのための国際協力

をいかに進めるかについて、現状及び問題点を整理し、対策を考えるというものでした。

### 3 本セミナーの概要

本セミナーにおいては、全参加者に各国の現状や対策について、個別発表をしてもらった後、国内外の専門家から講義を受け、専門家による知識を得、これらを踏まえて、今後とるべき方策について、参加者にグループ討議を行ってもらい、レポートとしてまとめ、発表を行いました。

#### ア 客員専門家

本セミナーには、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から条約局反人身取引・密入国部部長代理のマーティン・フォーク氏、アメリカ合衆国司法省から公民権局刑事課次長のカリマ・マロニー氏、そして、タイ検事総長府から国際局長のワンチャイ・ロウジャナボン氏の3名を客員専門家として招へいしました。知識・経験豊富な海外客員専門家によって、人身取引対策、人身取引事案の捜査に関する最新の講義を受けることができました。タイのロウジャナボン氏は、平成6年に行われた第96回国際高官セミナーの参加者であり、今回は、客員専門家として18年ぶりのアジ研訪問となりました。アジ研卒業生が、帰国後、責任ある立場に就き、活躍している事例のひとつといえるでしょう。

#### イ 刑事政策公開講演会

本セミナー期間中、ACPF及び日本刑事政策研究会との共催により、法務省大会議室において、刑事政策公開講演会を実施し、本セミナー参加者を始め、法務・検察、大学、民間団体等からの参加者、合計約150名の方にお越し頂きました。フォーク氏からは、国連薬物・犯罪事務所の調査に基づいて、

人身取引の世界的な状況について紹介があり、国連国際組織犯罪防止条約と「人身取引議定書」に基づく、国際的な対策の現状についての講演がなされました。また、ロウジャナボン氏からは、タイ人女性をターゲットにした人身取引の現状と、タイにおける対策、そして、日本との協力といった対応面における現状についての講演がありました。いずれの発表においても、日本が、取引された被害者の目的国になっている現状が指摘され、国際的犯罪の典型である人身取引については、対策も国際的な観点から協力して行う必要が強調されていました。詳細は、アジ研のホームページ(<http://www.unafei.or.jp/activities/lecture.htm>)に掲載しています。

#### ウ 保護司国際研修

保護司国際研修は、保護司の方に諸外国における刑事司法に関する諸問題について研さんを深めていただくと同時に、本セミナー参加者に対し、保護司の方との対話を通じて日本の保護司制度及び保護司の活動等について紹介することを目的として、セミナー期間中、1泊2日の日程で行っているものです。今回は、全国から7人の保護司の方に参加していただきました。参加された保護司の方からは、諸外国の保護観察制度の在り方や、人身取引の実態を知ることができたとともに、日本においてアジ研の果たす役割の重大さを実感したといった感想を寄せていただきました。

#### エ 研修旅行とACPF広島支部での交流会

本セミナー参加者は、2泊3日の日程で、広島、大阪及び京都への研修旅行を行いました。大阪入管関空支局や第六管区海上保安本部では、空港での入国管理や、海上における警備について説明を受け、参加者は、実際の現場の状況を知ることができ、有意義であったと述べていました。また、それだけではなく、日本の伝統文化に触れ

たり、広島平和記念公園、資料館を訪れたりする機会もあり、特に、広島訪問の折には、ACPF広島支部の皆様と交流の機会を設けていただきました。セミナー参加者が日本語で自己紹介をしたり、各国の事情についての質問に答えたりする一方、広島支部の皆様からは、素晴らしい料理や琴とフルートの合奏を始めとする温かいおもてなしを受け、参加者にとって思い出深い旅行となりました。

#### 4 研修の成果

本セミナー参加者がまとめたレポートでは、被害者保護のための具体的な施策、国内関係機関の連携、国際的な協力の必要性が指摘されています。人身取引事案の訴追のためには、被害者の証言が重要な証拠であり、その確保のためには、被害者の立場に立った支援が必要であること、被害者の支援は、刑事司法関係機関のみならず、福祉、教育等の関係諸機関との連携なくしては、十分なものにならないこと、このような犯罪に対しては、これと戦う国家もまた国際的に対応しなければならないこと、本セミナーの成果として、こうした認識を参加者が共有しました。

#### 5 おわりに

海外からの参加者の出身国の中には、人身取引対策に関する自国の法制度の整備が、相対的に遅れている国もありました。しかし、そうした参加者は、本セミナーを通じて、人身取引の問題点について理解を深めることができたことと述べ、自国では、人身取引に関する立法が検討されており、それに役立てるべく、セミナーで得た知識を上司に報告したいと述べていました。本セミナーが各国の刑事司法制度の改善に多少なりとも貢献することができたのではないかと思います。

末筆となりますが、本セミナーの実施にあたりましては、ACPF関係者の皆様から数々の御協力を頂きました。この場を借りまして、厚く御礼を申し上げます。



本部支部「期成会」

## アジ研第 151 回国際研修 大相撲観戦後に交歓会開催



「ゴー！ゴー！」。力士のぶつかり合いに、思わず大きな声が出る。結びの一番で横綱白鵬が勝つと、立ち上がってガッツポーズだ。「スモウは初めて見ました。興奮しました」と南太平洋のバヌアツ共和国矯正局のラルア保護観察官。

アジ研の第151回国際研修が5月16日(水)



浅香山親方（元魁皇）と記念撮影するローレンス氏（香港）。撮影しているのはジェラード氏（コンゴ）

から始まり、最初の週末の19日（土）に ACPF 本部支部期成会は、研修参加者（海外17人、国内7人）らを両国国技館の大相撲夏場所14日目にお招きして、交歓会を開いた。海外はコ



鈴木仁会長

ロンビア、コンゴ、ヨルダン、ケニア、モルディブ、モロッコ、パラオ、フィリピン、サモア、タイ、バヌアツ、香港、韓国の13か国・地域。

期成会はモンゴル支部と姉妹提携している関係から、07年から大相撲観戦をプログラムに組んでいる。「私も4年前朝青龍と白鵬のモンゴル横綱対決を見ました。琴欧州（ブルガリア出身）が優勝を決めた日でした」と、引率者のひとり・アジ研の田代晶子教官。横

浜保護観察所の保護観察官として第139回国際研修に参加した同窓生（アラムナイ）である。

打ち出し後、近くの第一ホテル両国に移動して交歓会。司会は品田浩子主幹（財団監事）。まず期成会の鈴木仁会長が「日本の文化を存分に見聞してください」と歓迎の挨拶。続いて日野正晴財団理事長、佐久間達哉アジ研所長が挨拶、堤哲評議員が乾杯の音頭をとった。

iPadで動画や写真を撮りまくっていたモロッコ矯正局職員研修所のラフティー所長。



UNAFEIの旗を先頭に

持参した世界地図でモロッコの位置を示して「スペインとは海峡を挟んで13キロしか離れていない。アフリカからの不正出国者が後を絶たないんだ」と話した。

食事も一段落したあと、元ア

ジ研所長だった堀内国宏財団事務局局長が「対戦前に力士が両腕をあげて挨拶するのは、武器は持っていませんという意味です」と説明すると、研修参加者たちはうなずいていた。

続いて研修参加者の自己紹介。「私は刑務官です」、「私は検事です。どうぞよろしく」などと、覚えたばかりの日本語で。お土産が島田益吉副会長から手渡された。

最後に参加者を代表してタイ矯正局薬物抑制・防止事務所のパデット所長が、東京地裁の溝淵章展判事補の通訳で謝辞を述べた。

期成会の田久保健美副会長が三本締め音頭をとり、交歓会をお開きにした。

期成会の参加者は、これまでに名前が出た人のほか、山田清司副会長、津覇好弘、大慈彌功（大リーグNYメッツ環太平洋担当本部長）、弧崎麻男各幹事、東洋子、斉藤守（千葉県議）各会員。



謝辞を述べるパデット所長（右）と溝淵判事補

## オドバイヤー元法相来日

期成会が姉妹提携しているモンゴル刑政財団会長のオドバイヤー元法相が、1月10日にアジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会出席のため来日。新橋第一ホテルで歓迎夕食会をセットしたが、娘さんを同伴してホテルに現れた同元法相は「国家的な大事で在日モンゴル大使館に行かなくてはならなくなった。失礼いたします」と、鈴木仁会長と握手をして、記念撮影だけしてあわただしく大使館へ向かった。

期成会とモンゴルの姉妹提携は、アジア刑政財団の第12回世界大会が2008年8月にモンゴルの首都ウランバートルで開かれた際

左から田久保健美副会長、鈴木仁会長、オドバイヤー元法相、同愛娘、東洋子会員、堤評議員、大森事業局長（新橋第一ホテルロビーで）



に、政府宮殿内で当時のエンフバヤル大統領、堺屋太一会長、敷田稔前理事長（現会長顧問）の立ち合いで調印した。

支部  
だより

## 第17回中国犯罪防止及び 刑事司法研修参加者との交換交流会



聶耳氏碑の前で記念撮影

アジ研で研修中の李志路（リ・ジールー）司法部法制宣伝司副司長ら中国の刑事司法研修参加者13人（第17回中国犯罪防止及び刑事司法研修）とアジ研職員ら3人は、平成23年11月22日、東京の日本司法支援センター（法テラス）と横浜保護観察所・更正保護施設まこと寮を訪問した後、堀内国宏氏（ACPF理事・事務局長・元最高検検事）・横浜支部の横山佳夫副会長（兼ACPF理事）・同相澤正雄副会長らの案内で、藤沢市の湘南海岸公園にある聶耳（ニエアル）氏の記念碑を参拝した。

聶耳氏は中国国歌「義勇軍行進曲」の作曲者であり、中国からの刑事司法研修参加者の記念碑参拝は今年で2回目となる。菊の花が献花され、研修参加者を代表して李氏が「藤沢市の皆さんがこのような立派な施設を建設し、維持してくれていることに感謝する」と謝意を述べた。



聶耳氏の記念碑に献花

続いて、藤沢のグランドホテル湘南で開かれた横浜支部主催の交流夕食会に臨んだ。受入側参加者は佐久間達哉アジ研所長ら来賓12人と横浜支部の平澤貞昭会長を含め会員7人を合わせ総勢36人にのぼった。

まず、横浜支部会長の平澤貞昭横浜銀行特別顧問が開会の挨拶を行った。次に、横山副会長が歓迎挨拶を見事な中国語で行った。と

交流のあとに記念撮影



挨拶する佐久間アジ研所長



平澤会長から記念品を贈呈

でも堂に入った流暢な発音で、研修参加者から拍手喝采をあげた。海老根靖典藤沢市長（当時）・佐久間達哉アジ研所長の挨拶のあと、千葉景子元法務大臣が乾杯の音頭をとった。

しばらくの間、研修参加者達は豪華な食事を味わいながら、和やかに話を弾ませた。研修参加者達は、最高裁訪問時に目にした聖徳太子の十七条憲法の話に花を咲かせ、特に七条・八条が気に入ったようであった。途中、神奈川県議会議員（当時）現藤沢市長の鈴木恒夫氏、参議院議員水戸将史氏、ACPF本部理事堀内国宏氏から歓迎の挨拶があった。

楽しい時間はあっという間に過ぎ、研修参加者を代表して李氏がお礼の言葉を述べ、記念撮影ののち、研修参加者から平澤貞昭横浜支部会長に記念品の贈呈があった。横浜支部からのお土産が各研修参加者に手渡され、交流会は盛会のうちに幕を閉じた。



乾杯！（中央は横山副会長、右端は川島主幹）



千葉元法相（右端）を囲んで

あっという間の2時間だったが、充実した交流会が無事にできたと自負している。ご協力いただいた関係各位にお礼を申し上げたい。

研修参加者は、翌23日、鎌倉の大仏・長谷寺・八幡宮・建長寺を文化視察したあと、横浜で保護司と意見交換会をした。建長寺では、建長寺総長の特別な計らいにより、一般公開していない開山堂を参拝し、無事アジ研への帰途についた。

（副会長：相澤正雄）



広島支部

礼儀正しい日本人。女性が結婚したがるのは何故？  
 ——国際高官セミナー参加者と交流会を開催

広島を訪問したセミナー参加者の紹介



挨拶する高橋支部長

「貴国が最も誇れることは何ですか」

「ベンガル語です。母国語のために戦った世界でも唯一の国。1952年にベンガル語のために殉職した人々に敬意を表し、国連は2月21日を国連母国語デーに制定しました」

バングラデシュのダッカ首都圏警察本部副局長・モハマド・モニール・ジャマン氏はこう答えた。

「飲酒運転の罰則は？」

「初回は、最低給料の1/3の罰金が科せられ、1年以内に2回目を犯すと、最初の罰金の5割増しになって6ヶ月の免許停止、3回目は免許の永久剥奪」と、ホンジュラス最高裁判所公選弁護人のメンブレニョ・ピエラ・ベイラン・マルシオ氏。

日本人の印象について、パプアニューギニアの国家警察諸島部門部長代理のビリー・アンソン氏は「日本人は、どんな人でも礼儀正しく、自分の文化を大切にし、伝統的な文化



に誇りを持っていることに驚いた。それが日本の社会を健全にしていると思う。また、日本人は大変にシャイで、ほとんど何でも他の人を優先する。解らないことは、教育を受けた女性のほとんどが結婚をしたがらないことで、一生独身なのではないでしょうか。」

平成24年2月2日、リーガロイヤルホテル広島で開催された第150回国際高官セミナー参加者歓迎会。ACPF広島支部の高橋正支部長（広島銀行会長）、広島高検の鈴木和宏検事長の挨拶に引き続き行われたセミナー

琴とフルートの合奏



あちらこちらで懇親の輪が



参加者への質疑応答の一部である。

壇上に並んだ代表に質問したのは、発案者の富村和光副支部長だった。このあと福田智副支部長（中国電力相談役）の音頭で乾杯、和気藹々と歓談が繰り広げられた。出席者は、71人の支部会員と、研修参加者21人及びアジア研の引率者3人の計95人であった。

司会は中川美穂子さん、通訳は小泉直子さんが担当、アトラクションとして琴とフルートの合奏があった。各テーブル毎に記念撮影を行って、さらに絆を深めた。

セミナー参加者が日本伝統の琴の演奏に対し、もの珍しく興味深く聞いていた。

歓談の後、フィリピン法務省ザンボアンガ地方検察庁のバハリート・ダーリーン・レイエス検事補が謝辞を述べ、同じセミナーに参加している福岡保護観察所の企画調整課長・渡辺貞信氏が通訳をした。

黒沢幸治副支部長代理（マツダ(株)常務執行役員）の閉会の言葉で交流会は盛会のうちにお開きとなり、支部会員の拍手と歓声でセミナー参加者らが退場した。

これに先立って開催された広島支部役員に



謝辞を述べるフィリピンのダーリーン検事補（右）と通訳する福岡保護観察所の渡辺課長



テーブルごとに記念撮影



対する ACPF 本部説明会では、松尾邦弘副理事長と新庄一郎審議役により、財団の現状及び今後の展望について説明がされた後、質疑応答がなされた。（主幹 松島道博）



# 腰を振って「ジャンボ・ブアナ」再び



ジャンボ・ブアナの大合唱（右端は長島審議役）

第12回ケニア非行少年処遇制度研修（平成24年2月14日～3月9日）の参加者14人を迎えてACPF埼玉支部は2月24日午後5時半からさいたま新都心のラフレさいたままで歓迎交流会を開いた。

昨年に続き2回目。司会は埼玉支部幹事でもある長島裕財団審議役。通訳はアジ研の脇本雄一郎教官がつとめた。

例年にない寒さが続いていたときで、信田壽光会長は「近年にない寒波の襲来。風邪など召されないように」と開会の挨拶で述べた。アジ研の佐久間達哉所長が挨拶したあと、保護司でもある長島常光会員が居合抜きを披露した。白刃がきらりと光り、陽気なケニアの人たちも、まさに真剣な表情だった。堀内国宏財団事務局長の音頭で乾杯をして、歓談に入った。

ことしはロンドン五輪の年。何故ケニアの



しまうまのプレゼントに喜ぶ信田壽光会長

人はマラソンが強いのか。そんな質問に「足の速い若者を集めて特別な訓練をしている。海外の大会で優勝すれば稼げるからね。私は走るのが



佐久間達哉アジ研所長



長島会員の居合い抜き



記念品をプレゼントする女性会員



陽気なケニアの人たちと一緒に「はい、チーズ」。

苦手。誰でも速いわけではないんですよ」などという返事だった。

研修参加者がたどたどしい日本語で自己紹介を終えると、記念品が手渡された。この研修に客員専門家として講義を担当しているカナダ・カールトン大学名誉教授のロバート・ホッジさん（記念撮影の前列左端）は英語でお礼を述べた。引き続き研修参加者を代表して副大統領府・内務省保護局地方事務所長のフィリップ・オモロ・ニャギゴさんが謝辞。しまうまの記念品を信田会長にプレゼントした。

このあと、ケニア人が集まるとエンドレスでこの歌が歌われるという「ジャンボ・ブア

ナ」の合唱。検事さんも、刑務所長も、保護観察官も、体をくねらせ、腰を振って「ようこそいらっしゃいました、私たちの国ケニアへ」「ケニアは素晴らしい国です」「美しい国です」「感動の多い国です」「平和な国です。どうぞ安心して過ごしてください」と陽気に歌い上げた。

これに対し埼玉支部の会員たちは「今日の日はさようなら」を合唱した。最後に竹内芙美子副会長が閉会の挨拶をした。

参加した会員は、これまで名前の出た人の他、市川憲子、榎本恭子、高塚健、土岐富子、植木忠、白石寛司、田中久子、野口國男、信田巴さん。

支部

だより

名古屋支部

## フィリピンの女性検察官らと懇親深める



岩村検事長（中央）野々上次席検事（右端）を表敬訪問の  
左からアイリーンさん、ガーニャさん、ダーリーンさん

アジ研第150回国際高官セミナーに参加したフィリピン司法省上席検事補のグテーレス・アイリーン・マリー・サンドバルさんと同省ザンボアンガ地方検察庁三席検事補のバハリート・ダーリーン・レイエスさんの2人は2月9日午後、のぞみ号で名古屋駅に着いた。出迎えたのは、フィリピン司法省次長検事のガーニャさんと ACPF 名古屋支部から吉田参与、天澤事務局長ら。

ガーニャさんは、今回の国際高官セミナーにコースカウンセラーとして参加した2人の検事の推薦人である。2人の名古屋支部を訪問を知って、前日夕、フィリピン航空（PR）438便で中部国際空港に着いた。友好関係を一層発展させたいと、急遽、自費参加の形でやって来たのだ。

アイリーンさん、ダーリーンさんの2人は ACPF 大森晶夫事業局長と一緒だったが、先に開催された「刑事政策公開講演会」でお会いした際に「名古屋へのお越しをお待ちしています」などとあいさつを交わしていたこ

とから、何となく懐かしく、また嬉しく感じた。

早速、名古屋高等検察庁に岩村修二検事長、野々上次席検事を表敬訪問。午後5時30分から開催された歓迎懇談会には、岩村検事長、野々上次席検事、それに名古屋地方検察庁の酒井邦彦検事正（元国連アジア極東犯罪防止研修所＝アジ研＝所長）も参加いただいた。

ガーニャさん、アイリーンさんとダーリーンさんの3人が紹介された後、支部会長（代理：中部電力法務部

部長・野原彰文氏）が「過密なスケジュールのなか当地までおいでいただき、感謝しております。今回のアジ研の研修の主要課題は、『人身取引』と伺っておりますが、私どもも、このような形でアジ研の研修に関与させていただくことができ、大変光栄です。それにガーニャさんも大変お忙しい中、わざわざお越しいただき、大変うれしく思います。折角名古屋にお越しいただきましたので、この機会に名古屋の文化や習慣、食べ物などにつきましても、ご見聞を広めていただき、研修が実り多いものとなることを祈念いたします……」と歓迎のあいさつ。

記念品が贈呈された後、ガーニャさんが流暢な日本語であいさつをした。

「ACPF 名古屋にご招待戴きましたことを感謝申し上げます。本日、私ども3人の検事は名古屋高等検察庁へ表敬訪問をしました。このような意義深い訪問の機会をいただきお礼を申し上げます。ACPF 名古屋と ACPF フィリピンとは、1994年に友好協約を締結以来、



謝辞を述べるガーニャさん



乾杯の音頭をとる岩村検事長

刑事司法関係者と名古屋支部の方々の協力のもと、様々な活動を継続的に展開されている事に感謝の念に絶えません。このパーティーには素晴らしい方々がお集まりですので、私も2人の検事と共に、この会を楽しみ、そして意義あるものになりたいと思っています」

ガーニャさんは、さらに「ちなみに、今年の干支は辰年です。辰と言えば中日ドラゴンズ。名古屋の皆様がの年です。どうか皆様が幸せと健康に包まれます様祈念します。最後になりましたが、皆様がフィリピンを訪問されることをお待ちしております」と述べ、ユーモアたっぷりのスピーチに拍手喝采だった。

岩村検事長がガーニャさんらフィリピンからの3人の健康と名古屋支部の発展を祈念して乾杯の発声。ガーニャさんらを囲んで、会員同士の和やかな懇談の輪があちこちで繰り広げられ、両支部の交流・絆を深めた。時間の経過が惜しまれたが、田中主幹の閉会のあいさつで閉宴となった。

翌10日は、名古屋城と産業技術記念館へ。名古屋城では天守閣から360度の眺望を楽しみ、復元工事が進められている本丸御殿などを観光。産業技術記念館の繊維館では紡ぐ・織る技術と、紡織機械の移り変わりを、



名古屋城にて



名古屋城のキャラクター「はち丸」鎧武者と共に



産業技術記念館にて、  
機織を興味深く見入る

自動車館では自動車の仕組みと開発・生産技術の歴史に興味深く見学した。

夕食会では、更なる懇親を深め、それぞれに再会を約した。

ガーニャさんは翌11日午前9時30分発のPR330便で帰国の途に着いた。



中部国際空港にて

大阪支部

支部  
だより

## タイ国立タマサート大学法学部長らと交流懇談会



タイの国立タマサート大学法学部長・スラサック・リーカシットワッタナクン氏らが3月16日、日本の法学部教授らとの交流に大阪されたのを機に、大阪支部は、ACPFタイ支部と友好協定を締結している関係から、交流懇談会をホテルグランヴィア大阪で開催した。

懇談したメンバーは、タマサート大学側がスラサック・リーカシットワッタナクン法学部長をはじめ、法学副部長のスプリアー・ゲーオライアット氏と同ロンナコン・ブンミー氏、ナパット・ソラアット法学部講師の4人。

日本側大学関係者は、関西大学政策創造学部長・後藤元伸教授、同学部の西澤希久男准教授、神戸大学大学院国際協力研究科の四本健二教授の3人に、法務省法務総合研究所から国際協力部・山下輝年部長、同部・江藤美紀音教官の計9人が出席した。

大阪支部からは、荒川洋二会長、瀧賢太郎代表幹事、原清幹事、柏岡征和事務局長が参加した。

タマサート大学は1934年創設のタイで2番目に古い国立大学。法学部門ではタイ国内の権威とされる。タイ政財界の著名人の多く

がこの大学の出身者である。

「立憲革命で絶対君主制を倒した人民党のプリーディ元首相が革命の2年後に創立。民主主義や言論の自由を重んじる校風で知られる。73年10月には軍事

政権を倒す運動を引っ張ったが、3年後の10月6日に国軍などが改革派の学生らを襲撃し、再び軍事独裁の時代に逆戻りした」(朝日新聞2月18日付)。

法学部には日本法研究センターが設置されている。日本のいくつかの大学と協定を結んで、交換留学などを行っている。

法学部長らは、この日、関大の政策創造学部を訪問して、後藤学部長らスタッフとさらなる研究交流と学生交流の具体策を話し合っている。

夕方から開かれたこの交流会では、タイの法整備、民法の状況等について意見交換が熱心になされた。アジア刑政財団の存在意義を改めて実感した交流会となった。

(事務局長 柏岡 征和)

## 9月6日に支部総会

～大阪支部から会員各位にお知らせ～

平成24事業年度・定時総会は、9月6日(木)午後4時から大阪国際交流センターで開催予定をしております。詳細につきましては、後日ご案内書を送付いたしますのでご配慮方よろしくお願いいたします。

支部

だより

岩手支部

## 財団活動とユネスコの理念を学ぶ会員の集い

岩手支部（会長・宮沢啓祐花巻商工会議所会頭）は、平成24年3月21日、盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡で「会員の集い」を開いた。

新公益法人制度の施行に伴い、財団運営の変更が予定され、会員間に疑問や不安があったことから、今後の活動への理解と協力を得る必要があると判断し、宮沢会長が招集した。

開会に当たって宮沢会長は「いろいろの問題を抱えているが、支部としては会員が力を合わせて頑張っていこう」と、集いの趣旨を交えて挨拶。先に開かれた支部実務担当者会議に出席した佐々木満主幹、斎藤圭子事務局次長が、これまでの経過と会議の報告を行った。会員からは「会員の減少、会員と事務局の高齢化の実態の中で支部運営も困難を極めており、法人化の過程の中で、地方支部育成という視点がほしい」「もっと支部が主体性をもった活動が出来ないか」など指摘があった。

講演会は、講師に岩手県ユネスコ協会連盟会長・岩手県国際交流協会理事長の安藤厚氏を招き、「ユネスコと平泉世界遺産」と題し、1時間15分講演を行った。（講演要旨を別掲）

岩手支部は、平成6年に設立した際、宮沢賢治の「世界が全体幸福にならなければ個人の幸福はない」という世界平和と社会奉仕、新渡戸稲造の「われ太平洋のかけ橋とならん」という国際理解と国際貢献を理念としてあげた。アジア国際研修の参加者を迎えるの研修の折も平成11年の第112回生以降、平泉を研修先としており、支部活動とユネスコ憲章、非戦思想を根底に持つ平泉文化遺産の現代的意義と合わせ、今後の支部活動に示唆に富む講演となった。

懇親会では、今回もまた東京から駆けつけ



講演する安藤厚氏

た幹事（財団監事）の北村浩志氏の乾杯の発声で始まり、なごやかな歓談が続いた。

（副主幹・藤原浩）

## 「ユネスコと平泉世界遺産」講演要旨

平成23年6月、平泉の文化遺産が、ユネスコの世界遺産に登録された。平成13年暫定リストに登録されてから10年、平成20年に登録延期となって3年と、様々な曲折があったが、登録延期は、県民の世界遺産に対する意識の高まりと、平泉町のたたずまいも風格を増すというプラス面もあった。

平泉の世界遺産は、形あるものの素晴らしさだけでなく、人類にとって永遠の課題である「恒久平和」への強烈な呼びかけにあり、人類史的価値において既登録の文化遺産の頂点に立つものと言える。

「中尊寺建立願文」に述べられた藤原清衡公の悲願、現世における万民・万物平等の仏国土の建設は、表現は異なるけれども「戦争は人の心に生まれるものであるから、人の心の中に砦を築かなければならない」というユネスコ憲章の理念そのものに通じている。

岩手における「平和思想」の系譜は、この藤原清衡に端を発し、ユネスコの前身・国際知的協力委員会の事務局長であった新渡戸稲造、そして宮沢賢治と続いてきた。「犯罪なき繁栄」をめざすアジア刑政財団の活動がその系譜を引き継いでいって貰いたい。



## 新たな1年の 始まりに当たって

平成23年度は、ACPFの歴史の中でも特筆すべき年度であったと、後々まで記憶される年度になったと思われま。

事務局担当者として一番衝撃を受けたのは、JICA（独立行政法人国際協力機構）の方針変更でした。アジア刑政財団の設立の根本理由は、アジアで実施する研修の委託先として、国の機関を指定できないことから財団を選ぶ必要があるとのJICAの方針があったためと聞いていましたし、対外的にもそのように説明してきましたが、それが「事業仕分け」とはいえとも簡単に覆ってしまい、まさにコペルニクス的転換でした。

このJICAの変更と東日本大震災という未曾有の大災害の影響により、財団の解散まで論議されるほど大きく揺れ動いたこの1年でした。まさに大海で台風を翻ろうされているに等しい厳しい状況の中にあっても、平成23年度の財団の活動は、会員の皆様の温かいご支援のお陰を持ちまして、概ね所期の目的を達成することができたのではないかと思います。

決算については、来る6月14日に開催される役員会で承認をいただくため、今、鋭意進めておりますので、無事決算できることと思っております。今年度も厳しい状況は続くものと覚悟しておりますが、財団の目的の達成に向けて事務局としてできる限りのことはしていきたいと事務局一同考えておりますので、一層のご支援をいただきますようお願いいたします。

さて、残り期限も1年半足らずとなり、ご心配をかけております新法人への移行についてですが、本号の堀内事務局長の現状と展望

にありますように、前記に起因する本部財政の危機等から財団の活動継続そのものについての将来見通しが立たず、移行に向けての作業も停滞しておりました。しかし、財団の灯を消してはならないとの堺屋会長の強い指示と、お忙しい中、会長自ら何度も本部ミーティングに参加されての提案等もあって、新たな事業構想の検討、大口賛助会員の獲得等事業活動の継続に向けて明確に舵が切られ、明るい方向性もいささか見えてきました。これらを拠り所として、これから移行の準備作業を本格的に進めて行くこととしています。

この移行に当っては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の求めるところに適合するように改善を要する点が少なからず有り、特に、公益認定を得るには「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で設定されているハードルをクリアせねばなりません。本部の総力を挙げて対応していくこととなりますが、財団の現状から見て、正直なところ、それは相当に高いものになると感じています。

移行の事前準備や申請作業に当り、認定等委員会に提出する資料を本部で作成しますが、「予算書」や「事業計画書」の作成に当っては、その元は支部にも当然に及びますので、支部の皆様、特に支部担当の皆様には相当のご負担をお願いする場面も少なからずあるかと思えます。特に、この秋以降は、提出資料の作成に取りかかる予定としますので、照会等を頻繁にすることも予測されますが、無事移行することが全てですので、まげてのご了承をお願いしたいと考えています。

平成24年度の決算状況を見て、明年の今頃には、申請書を提出できるように諸準備を進めていきたいと思っておりますので、移行の成功のために、ご協力いただきますようお願いいたします。

（財団事務局次長・矢鳴信行）

## 平成24年度事業計画 (平成24年4月1日～25年3月31日)

### ◎研修等事業

アジア研が実施する国際研修・セミナーに関して支援を行う。アジア研研修参加者や客員専門家を国内支部が招待、地方における我が国の刑事司法関係施設・実務を見学してもらい意見の交換を行う。

### ◎講演会等運営事業

アジア研に客員専門家として来日した刑事司法の世界的権威者らを講師に迎え国内支部で刑事司法等に関する講演会を行う。

### ◎専門家等派遣招聘事業

刑事司法に関する技術協力のため、専門家を海外へ派遣するとともに海外専門家を招聘する。

### ◎組織整備強化事業

財団の機能強化と運営基盤の充実を図る。またアジア研日本人同窓会及び海外支部同窓会活動を支援する。

### ◎情報センター運営事業

アジア地域諸国等の政府関係機関、大学、研究所等に対し、実務の改善に資するための各種参考資料を供与する。

### ◎図書刊行事業

国際研修、調査研究等によって得られた成果などを発表するために、図書を刊行する。

### ◎関係機関協力事業

国連本部、ESCAP、UNICRI、ラテンアメリカ犯罪防止研修所、国連NGO認可団体、その他の国際的学術研究機関等との関係を強化し、効果的な技術協力その他必要な協力を図る。

### ◎ACPF世界大会等国際会議関連事業

財政事情から当分の間ACPF世界大会は開催できないが、国連本部など関係機関が開催する各種国際会議に代表者を派遣する。

### ◎カレンダー事業

国際貢献・犯罪防止カレンダーを作成して、アジア各国や国連などに広く配布する。

### ◎特別記念事業

国内支部と海外支部との友好関係の促進を図る。

### ◎その他

- 1 アジア刑政通信等の広報機関誌を作成し会員に配布する。
- 2 インターネット上の日本語及び英語のホームページを管理保全する。
- 3 その他必要と認める事業を行う。

## <主な海外関係活動>

(平成23年10月から平成24年4月まで)

**12月12日～13日** / 第20回国連犯罪防止刑事司法委員会再召集会議、第54回国連麻薬委員会再召集会議(オーストリア・ウィーン) ウィーン駐在代表レド弁護士出席

**1月23日** / 犯罪防止刑事司法に関するNGO同盟会議(オーストリア・ウィーン) ウィーン駐在代表レド弁護士出席

**1月31日** / 社会の防衛に関する市民社会フォーラム(アメリカ・ニューヨーク) ニューヨーク駐在代表メラップ女史出席

**1月31日～2月2日** / 国連被拘禁者処遇最低基準規則に関する政府間専門家グループ会議(オーストリア・ウィーン) ウィーン駐在代表レド弁護士出席

**2月1日～10日** / 第50回国連社会開発委員会(アメリカ・ニューヨーク) ニューヨーク駐在代表メラップ女史出席

**2月27日～3月9日** / 第56回婦人の地位委員会(アメリカ・ニューヨーク) ニューヨーク駐在代表メラップ女史出席

**3月12日～16日** / 第55回国連麻薬委員会(オーストリア・ウィーン) ウィーン駐在代表レド弁護士出席

**4月23日～27日** / 第21回国連犯罪防止刑事司法委員会(オーストリア・ウィーン) ウィーン駐在代表レド弁護士出席

## 実務担当者会議で活発な議論



平成 23 年度の国内支部実務担当者会議が 3 月 9 日午後 1 時半から法曹会館 3 階「富士の間」で開かれた。出席者は別項の通りだが、国内 11 支部の支部長・主幹ら 16 人が参加した。

堺屋太一会長は「この財団は、法務省との密接な関係を基として発展してきました。つまり法務省のお手伝いをしてきたわけですが、官と民の峻別が社会的要請になってきたところであり、また刑事司法の国民に対する説明の重要性も今までになく高まっている現在、財団もこの状況に対応して事業内容等を変えることが必要です」と述べ、さらに「財団の財政は自主独立を図り、事業については、サービスの内容、会員に対して財団が提供できることとできないことについて検討することが必要となります。このために本部と事務局の能力・機能の向上が必要と考えています」と挨拶をした。

次いで日野正晴理事長は「財団の財政状況

前列左から田久保健美、鈴木仁、堀内国宏、堺屋太一、日野正晴、松尾邦弘、佐久間達哉、天澤眞二、池田稔。後列左から齋藤圭子、大森晶夫、信田巴、信田壽光、石橋利香、宮澤彰、横山佳夫、佐々木満、吉岡征雄、相澤正雄、柏岡征和、渡邊一弘、山口隼千、新庄一郎、有田知徳、吉田義誠、高井新二、西村逸夫(敬称略)

は、一時の存続も危ぶまれた危機的状況は過ぎ、堺屋会長のご尽力により上場企業で構成されたるまの会 7 社が法人会員として入会するなど本部財政も持ち直しつつあります。この危機の直接の原因は、JICA から研修を受託することで財団に入っていた資金がなくなったことにあります。また本部財政を支えるために計画していた東京支部の設立も東日本大震災の影響で頓挫したこともこの危機の原因でした。しかし、だるまの会に加えて、絹谷幸二理事のご尽力により、いくつかの会社からご支援いただける運びとなりました。

このように、まだ、十分ではないものの少しずつ本部財政の基盤強化が図られています」と挨拶した。

堀内国宏事務局長の司会で議事に入り、まず松尾邦弘副理事長が財団の財政状況など現状について「財団はアジ研の支援組織として設立され、活動のメインは支部による研修参加者との交流である。堺屋会長から活動内容についてももう少し考えたほうがいいのではとのご指示もあって、財団の事業について議論している。現在、刑事司法関係の各組織、検察、警察、矯正も各種問題を抱えている。国民に対して刑事司法の状況を説明し理解を得て足元を固めないで世界に寄与することはできない。会長には、このような状況を国民に説明することができる財団になるべきとのお考えがある。財団の事業を推進していく上で、本部と支部の連携と支部の活性化が必要であるが、現体制では十分ではないので、これを担当する者として審議役の増員を図っている。審議役には、担当支部を割り当て、支部からの相談窓口になるとともに本部と担当支部の関係改善を図ってもらうこととしている。財政面から見ると、会長や絹谷理事のご尽力により本部法人会員の獲得が進み、ひところの解散も検討せざるを得ない厳しい状況は脱しつつあるが、当分の間は支部に入る資金の2～3割程度の負担をお願いしたい。なお、この負担は本部会員の拡充により減少する見込みである」と報告した。

このあと、各支部から活発な意見が出された。集約すると、会員が高齢化しているうえ、退会する会員が増え、新規会員の獲得が難しくなっている。これはどこの支部も一致して、「会員の獲得のため、会員に対するサービスを積極的に考えてもらいたい」「支部の状況から、どうやって会員を増やすか方法が見当たらない」「埼玉支部は休眠状況にあったので、この2年間会員の増を図ってきた。個人会員であるが初年度10名増やした」な

どと発言があった。

堺屋会長は「会員になる人の期待の中には、刑事司法の一般的知識を得られる、何かの時に役に立つという考えがあると思う。講演会や交流会の機会を増やしたい」などと意見を述べた。

財団の「公益財団法人」移行申請に伴う事務的な作業として、本部と支部の経理の一本化の問題がある。これについて「支部の定期預金（基本財産）は、支部の会員である銀行の口座として保管しており、これを解約しての本部へ移管することは、銀行関係の会員の減少に繋がり容認できない」という意見が多く支部から出された。

また、「基本財産を本部の口座で管理しなければならない法的根拠があるのか」などの疑問が出た。基本経理の本部執行についても、本部事務局の処理能力を超えるとの懸念が示された。

結局、混乱を避けるため、年度末での基本財産等の移管は一時取りやめ、内容・方法について再度検討・確認の上、10月1日からの実施を目途とすることとして、午後4時半、会議を終了した。

出席者は次の通り。（敬称略）

◆支部(11支部16名)名古屋支部=天澤眞二、山口隼千▽埼玉支部=信田壽光、信田巴▽札幌支部=吉岡征雄▽横浜支部=横山佳夫、相澤正雄▽福岡支部=池田稔▽長野支部=宮澤彰▽岩手支部=佐々木満、齊藤圭子▽亀龍会=石橋利香▽大阪支部=柏岡征和▽期成会=鈴木仁、田久保健美▽広島支部=吉田義誠

◆国連アジア極東犯罪防止研修所所長・佐久間達哉

◆本部(14名)会長・堺屋太一▽理事長・日野正晴▽副理事長・松尾邦弘▽評議員・堤哲▽審議役・有田知徳、新庄一郎、高井新二、西村逸夫、渡邊一弘▽事務局長・堀内国宏▽事業局長・大森晶夫▽事務局・矢鳴信行、市川美鈴、竹内陽子

# 「国際貢献カレンダー2013」制作中

「国際貢献カレンダー2013」を今年もACPF理事・本部支部期成会名誉会長の絹谷幸二画伯（東京芸術大学名誉教授、日本芸術院会員）の作品をお借りして制作しています。制作するカレンダーは日本国内版と海外版。海外版は英語のほか、中国、韓国、フィリピン、インドネシア、パキスタン、タイ、ミャンマー、ベトナム、ネパール、マレーシア、インド、スリランカ、バングラデシュの13か国語があります。

英語版は国連ウィーン、ニューヨーク各本部、フィジー、パプアニューギニア、モンゴル、トンガ、ケニアに送られるほか、国際研修参加者が寝泊まりするアジア研の各部屋にも掛けられます。その他の各国語版は各国の刑政財団（海外支部）に送られます。国内版は財団支部などの名入れも承っています。ご利用ください。

国際貢献カレンダーは、1996年版から始まりました。国連50周年を記念してウィーンの国連本部に寄贈した「鳳凰来儀」=裏表紙に写真=の作者・日本画家・吉田左源二画伯（当時東京芸術大学名誉教授、1999年没）の作品で始まり、1999年版から絹谷画伯になりました。

財団の収支状況が厳しいことから、中止も検討されました。しかし、海外での人気が根強くあって、「国際貢献」の面から一方的に辞めてしまうのはどうか、という意見も出ました。磯崎信理事からご厚志の申し出があり、継続されている次第です。

\* カレンダーの協賛金は1部1500円。  
お問い合わせは、財団本部事業局（電話042・334・6639、Fax 042・334・3461）へ。  
申し込みは早めにお問い合わせをお願いします。



## 絹谷画伯が本を出版

その絹谷画伯が『群れない生き方—「常識人間」を捨てる44の法則』（中経出版、1300円=写真右）を出版した。

第1章 会社に尽くすな！ 自分に尽くせ！▽第2章 他人のマネをすると、あなたの価値は出ない▽第3章 「上手」を捨てる。それが成功の近道▽第4章 一生折れない強い心の作り方▽第5章 人生を何倍も楽しむための発想法—という内容で、「あなたの人生観を変える1冊になります」と同画伯。



---

編集後記

アジ研 50 周年、ACPF 30 周年の記念式典が 12 月 12 日（水）に法務省で開かれる。

1962（昭和 37）年に日本で初めて設置された国連施設が、アジ研（国連アジア極東犯罪防止研修所）である。敗戦国日本の国連加盟は 1956（昭和 31）年 12 月だから、5 年余しか経っていない。当時の馬場義績法務事務次官（のちに検事総長）の言葉が残っている。

「この研修所の設置こそ、日本の国際的

地位を高め、アジア地域ひいては世界の犯罪防止にも貢献し得る」

12 月を見て下さい。アジ研の国際研修に、どれだけの国・地域が参加しているか。現在国連の加盟国は 193 か国である。アジ研の活動を支援する目的でつくられたのが、ACPF（アジア刑政財団）である。その間の事情は日野理事長の巻頭言に詳しい。

公益財団法人へ移行して、さらなる国際貢献を、と訴えたい。

（編集長・堤 哲／財団評議員）

---



「鳳凰来儀」 アジア刑政財団が国連50周年を記念して国連に寄贈した吉田左源二画伯の大作。縦2.4m、横7.2m。国連ウィーン本部の中央大ホールに飾られている。



ASIA  
CRIME  
PREVENTION  
FOUNDATION

## 国連NGOトップカテゴリー 世界の「犯罪なき繁栄」をめざして

- (財)アジア刑政財団本部 〒107-0052 東京都港区赤坂3-11-14 赤坂ベルゴ1007号室  
TEL 03-3583-1790 FAX 03-3583-1780
- 事務局 〒183-0057 東京都府中市晴見町1-26  
国連アジア極東犯罪防止研修所内
- 事業局 TEL 042-334-6639 FAX 042-334-3461